



答申第15号

鎌倉公審査第30号

平成9年12月22日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書不存在に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年12月21日付けで諮問（諮問第18号）された平成6年度9月から平成7年度公開日までの原田学校教育担当参事から教育委員会への〇〇教諭に関する報告の公文書不存在処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成6年9月から平成7年公開日までの、原田学校教育担当参事から教育委員会への〇〇教諭に関する報告（以下「本件文書」という。）については、当該公文書は存在していないことが認められるので、教育委員会が行った公文書不存在処分は、結論において妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、教育委員会が平成7年11月22日付で行った本件文書に関する不存在処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、実施機関は、本件文書が不存在である理由として、教育長への口頭報告にとどめ、直接教育委員会へは報告していないため、公文書として存在していないというが、本件調査について、一連の体罰事件という子供の人権侵害に関わる問題の重要性を考え合わせれば、単に口頭報告にとどめるほど軽微なものではない。

また、平成6年11月4日付けで教諭の児童に対する体罰に関して調査を求める請願（以下「請願」という。）が教育委員会あて提出されており、請願を審議する教育委員会定例会で、担当参事は「請願については保護者の気持ちを真剣に受け止めて対応したい」と述べているが、真剣に対応したのであれば、報告は口頭にとどまらず文書化されるべきである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、公文書不存在の理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書は、平成6年9月から公開日までの原田学校教育担当参事から教育委員会への〇〇教諭に関する報告に関するものである。

(2) 請願が提出されたことに伴い、教育長の命を受けた学校教育担当参事から関係各課長へ調査の指示があり、その調査の結果は参事から口頭で

教育長へ報告しているが、12月の臨時教育委員会で文書による報告をしており、この報告書をもって、教育委員会事務局から教育委員会への報告と考えている。

以上のことから、学校教育担当参事が、その職責において本事件について報告する文書は作成していない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取したほか、参考人からも事情聴取を行って審議を進めた結果、以下のように判断する。

(1) 鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画…であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

そこで、本件異議申立てにおいては、教育委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している公文書が存在しているか否かの問題となる。

(2) 実施機関によれば、教育委員会への報告は、〇〇校長から教育長への報告と教育委員会事務局が〇〇教諭本人から聴取してまとめた文書を合わせて行っており、この報告をもって参事も教育長も教育委員会へ報告した形式をとるものである、と述べている。

(3) 参事から教育委員会への口頭での報告は何度かあるが、通常は参事が教育委員会へ文書で報告するというような形式で、組織は動いているものではないと述べている。

申立人が主張する、鎌倉市文書取扱規定第10条第6項の「報告」は、報告の意味を解説しているものであり、報告をすべき事項についての義務付けを規定しているものではない。

また、文書の作成（起案）については、通常担当者が回議用紙により起案を行い、係長・課長・部長等を経て決裁者の決裁を得るものであり、学校教育担当参事が直接教育委員会あての起案をするようなことは、通常事務手続上行われていないものである。

したがって、本件文書に関して、学校教育担当参事が教育委員会へ文

書による報告をしていないことをもって、直ちに不当であるとは言い切れない。

- (4) 以上のことから明らかなように、本件文書は作成されておらず、公文書として存在しないことが認められるので、結論においては、公文書の不存在処分は妥当と判断する。

なお、実施機関は、本件を一つのきっかけとして、体罰はもちろん、体罰と疑われるような行為もあってはならないとの観点に立つとともに、平成6年度から施行された公文書公開条例の精神をも考慮し、現時点では、体罰と疑わしい行為があった場合についても公文書を作成するように手続きを改めた事実が認められるところであり、本件異議申立てに対する判断は前述したとおりであるが、今後はより一層、公文書公開制度の趣旨を十分踏まえた運用がされることを期待するものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

開催年月日	処 理 経 過
7. 12. 21	諮問（諮問第18号）
12. 25	実施機関に対し、不存在理由説明書の提出要請
8. 1. 17	不存在理由説明書を受理
1. 18	異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
2. 5	意見書を受理
2. 6	意見書の写しを実施機関へ送付
9. 6. 20	・ 審議（第39回審査会）
7. 18	・ 審議（第40回審査会）
8. 4	・ 審議（第41回審査会）
8. 18	・ 審議（第42回審査会）
10. 1	・ 審議（第43回審査会）
10. 3	・ 審議（第44回審査会）
11. 25	・ 審議（第45回審査会）
12. 12	・ 審議（第46回審査会）
12. 22	答 申